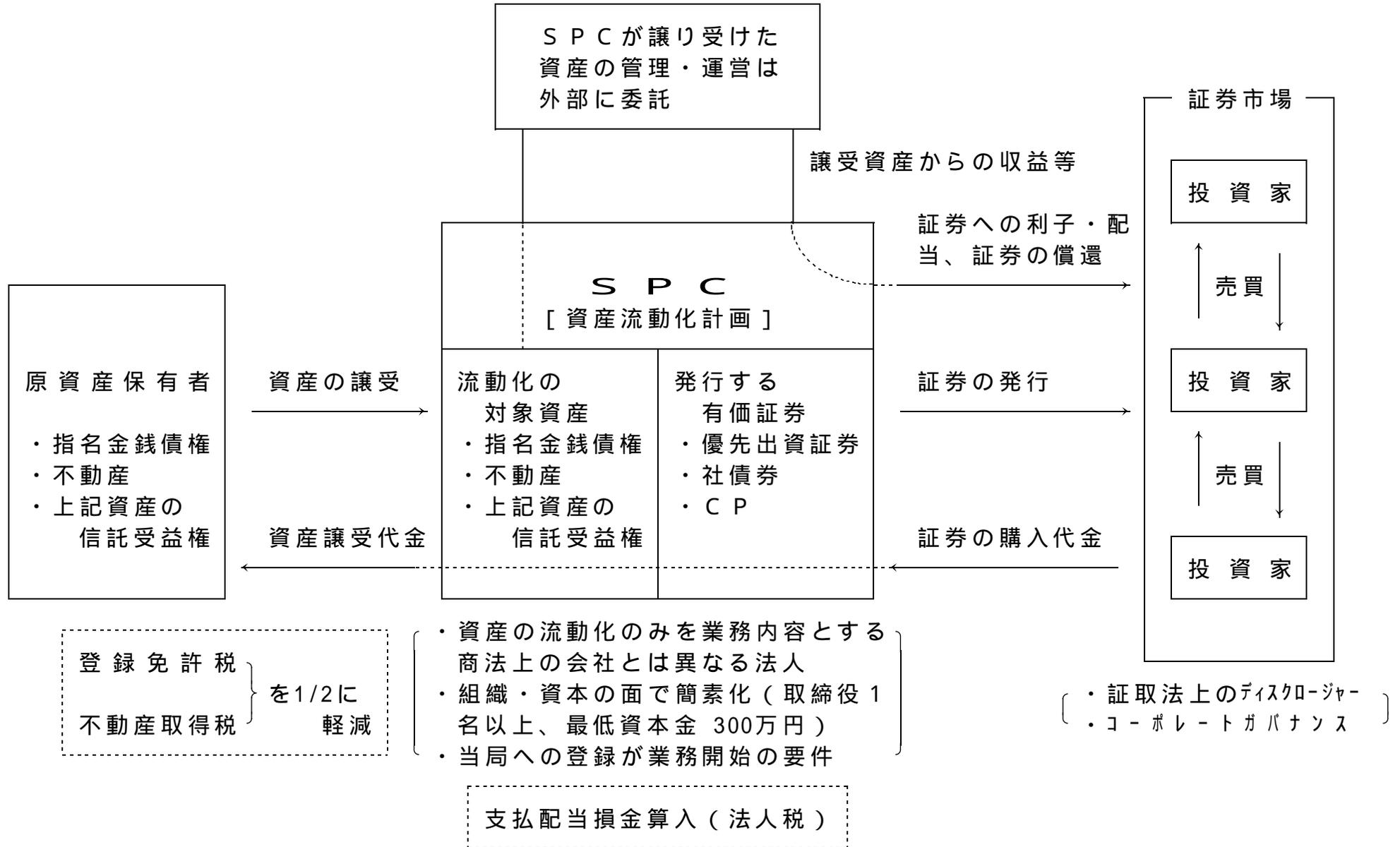


S P C を活用した資産の流動化



特定目的会社登録状況

平成11年6月30日現在 No.1

会社名	高輪パトメ 特定目的会社	染井野ア・シ 特定目的会社	マヒリ・アット・ファジ ン特定目的会社	オリコショップ 特定目的会社	セブリー・アット・ファジ ン特定目的会社	ネットワークキャピタル 特定目的会社
特定資産の種類	不動産	信託受益権 (不動産)	指名金銭債権	指名金銭債権	信託受益権 (指名金銭債権)	信託受益権 (不動産)
特定資産の権利人 (オリジネーター)	森産業株 及び 株カリスト・ヴェルジ	東急不動産株	NTTリース株	(株)リエトコーポレーション	セブリー・リーディング・システム 株	(株)住友銀行
特定資産の内容	賃貸マンション	大型店舗 (トヨタ)	リース料債権	割賦債権	リース料債権	銀行店舗(20ヶ店)
発行証券	優先出資証券 又は 優先出資証券及び 特定社債	優先出資証券 及び 特定社債	特定社債	特定社債	特定社債	優先出資証券 及び 特定社債
証券発行総額 (上限)	70億円	90億円	500億円	700億円	200億円	440億円
特定社債管理会社	(株)富士銀行 (予定)	(株)さくら銀行	第一勧業富士 信託銀行株	(株)大和銀行 (株)第一勧業銀行	(株)第一勧業銀行 住友信託銀行株	住友信託銀行株
計画期間	7年間	10年間	7年間	7年間	7年間	5年6ヶ月
特定資産管理委託者	東京建物株	三井信託銀行株	NTTリース株	(株)リエトコーポレーション	第一勧業富士信託 銀行株	住友信託銀行株
登録年月日 (申請日)	平成10年11月26日 (10.10.26)	平成11年1月28日 (10.12.21)	平成11年1月28日 (10.12.28)	平成11年1月28日 (11.1.8)	平成11年2月8日 (11.1.21)	平成11年3月10日 (11.1.18)

※ 記載内容は各社の登録日時点での内容であり、その後の変更あり得る。

特定目的会社登録状況

平成11年6月30日現在 No.2

会社名	オリコショップ・シリーズ・ツー 特定目的会社	ケイ・ファミ・アット・ファン ディング 特定目的会社	サンフラワー・ファン ディング 特定目的会社	パフィック・セチラー・レ イショナル・ワ 特定目的会社	エスシーエル・エ ンタープライズ 特定目的会社	オラクルアルファ 特定目的会社
特定資産の種類	指名金銭債権	信託受益権 (指名金銭債権)	信託受益権 (指名金銭債権)	信託受益権 (不動産)	指名金銭債権	信託受益権 (指名金銭債権)
特定資産発行人 (オリジネーター)	(株)リエト・コーポレーション	国内諸国株	昭和リース(株)	シー・ライト・ティ・パ ート・グループ・リミテッド 他10	住商リース(株)	(株)リエト・コーポレーション
特定資産の内容	割賦債権	オートローン債権	リース料債権	賃貸マンション等	リース料債権	オートローン債権
発行証券	特定社債券	特定社債券	特定社債券	優先出資証券 及び 特定社債券	特定社債券	特定社債券
証券発行総額 (上限)	600億円	1,000億円	1,500億円	160億円	500億円	500億円
特定社債管理会社	(株)第一勧業銀行 (株)大和銀行	(株)日本興業銀行 (予定)	(株)日本興業銀行 (予定)	安田(信託)銀行(株) (予定)	(株)住友銀行 (予定)	(株)第一勧業銀行 (予定)
計画期間	6年間	10年間	20年間	15年間	8年間	7年間
特定資産管理委託者	(株)リエト・コーポレーション	興銀(信託)銀行(株)	あさひ(信託)銀行(株)	安田(信託)銀行(株)	住商リース(株)	第一勧業富士信託 銀行(株)
登録年月日 (申請日)	平成11年5月17日 (11. 4. 16)	平成11年6月3日 (11. 4. 23)	平成11年6月3日 (11.5. 17)	平成11年6月18日 (11.5. 26)	平成11年6月30日 (11.5. 19)	平成11年6月30日 (11.6. 1)

※ 記載内容は各社の登録日時時点での内容であり、その後の変更あり得る。

特定目的会社登録状況

平成11年6月30日現在 No.3

会社名	共同住宅証券化 特定目的会社					
特定資産の種類	信託受益権 (不動産)					
特定資産発行人 (オリジネーター)	スターツ(株)					
特定資産の内容	賃貸住宅					
発行証券	優先出資証券 及び 特定社債券					
証券発行総額 (上限)	2億7千万円					
特定社債管理会社	(株)大和銀行 (予定)					
計画期間	7年間					
特定資産管理委託者	(株)大和銀行					
登録年月日 (申請日)	平成11年6月30日 (11.6.15)					

※ 記載内容は各社の登録日時点での内容であり、その後の変更があり得る。

金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律の概要

I. 趣旨

現在、いわゆる金融業者が社債の発行等により不特定かつ多数の者から貸付資金を受け入れることは出資法で禁止されているが、本法律は、ディスクロージャーの充実等、投資者保護の観点からの措置を講じつつ、この規制を撤廃し、金融業者の社債の発行等の直接金融による資金調達を自由化することにより、企業等への資金供給チャネルを多様化するものである。

II. 法律の概要

1. 登録制度の実施

金融業者（貸金業規制法に規定する貸金業者等）は、登録を受けた法人である金融業者（以下「特定金融会社等」という。）でなければ社債の発行等による貸付資金の受入れをしてはならないこととする。

- ① 一定の財産的基礎（最低資本金基準）、人的構成等を登録の要件とする。
- ② 特定金融会社等の名称、資本金額等を登録した登録簿を公衆の縦覧に供する。

2. ディスクロージャーの充実

特定金融会社等に対し、「証券取引法に基づく有価証券報告書等に融資業務の特殊性に対応した貸付状況等の項目を明確に表示する」ための会計の整理を義務付ける。

3. 監督

この法律の施行に必要な限度において、特定金融会社等に対して報告徴収を行うことができることとする。

4. 出資法の改正

本法律の附則において、以下のとおり出資法の改正を行う。

- ① 第2条第3項（貸金業者による貸付資金調達のための社債の発行を禁止する規定）を削除する。
- ② 第2条第2項（名義のいかんにかかわらず預り金を禁止する規定）の名義の例示として社債を追加し、悪質業者が「社債名義」を使って預金まがいの勧誘を行うことを出資法上明示的に禁止する。

III. 施行期日等

○ 法律可決成立 平成11年4月14日 ○ 法律公布 平成11年4月21日

この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（法律施行 平成11年5月20日）

特定金融会社等の登録状況

(登録順)

平成11年6月30日現在

アイフル株式会社	(近畿財務局登録)
オリックス株式会社	(関東財務局登録)
プロミス株式会社	(関東財務局登録)
株式会社武富士	(関東財務局登録)
アコム株式会社	(関東財務局登録)
シンキ株式会社	(関東財務局登録)
株式会社イッコー	(近畿財務局登録)
アイク株式会社	(関東財務局登録)
株式会社ニッシン	(四国財務局登録)
株式会社クレディア	(東海財務局登録)
三洋信販株式会社	(福岡財務支局登録)
株式会社レイク	(近畿財務局登録)
株式会社日栄	(近畿財務局登録)
ゼネラル・エレクトリック・キャピタル・コンシューマー・ファイナンス株式会社	(関東財務局登録)
三和ファイナンス株式会社	(関東財務局登録)
株式会社エヌシーカード仙台	(東北財務局登録)

自己破産新受付件数の推移（自然人）

				(最高裁判所調べ)
		総件数	(対前年比 増減率)	1月当たり 平均件数
昭和57年	1～12月	3,312		276
昭和58年	〃	15,841	(378.3%)	1,320
昭和59年	〃	24,057	(51.9%)	2,005
昭和60年	〃	14,625	(▲39.2%)	1,219
昭和61年	〃	11,432	(▲21.8%)	953
昭和62年	〃	9,774	(▲14.5%)	815
昭和63年	〃	9,415	(▲ 3.7%)	785
平成元年	〃	9,190	(▲ 2.4%)	766
平成2年	〃	11,273	(22.7%)	939
平成3年	〃	23,288	(106.6%)	1,941
平成4年	〃	43,144	(85.3%)	3,595
平成5年	〃	43,545	(0.9%)	3,629
平成6年	〃	40,385	(▲ 7.3%)	3,365
平成7年	〃	43,414	(7.5%)	3,618
平成8年	〃	56,494	(30.1%)	4,708
平成9年	〃	71,299	(26.2%)	5,942
平成10年	1月	5,280	(28.6%)	
	2月	6,902	(34.1%)	
	3月	8,798	(45.7%)	
	4月	8,645	(42.2%)	
	5月	7,844	(35.9%)	
	6月	9,172	(53.0%)	
	7月	9,339	(50.5%)	
	8月	8,089	(50.2%)	
	9月	8,780	(46.6%)	
	10月	10,400	(49.8%)	
	11月	9,203	(60.3%)	
	12月	11,351	(43.7%)	
	1～12月	103,803	(45.6%)	8,650

(注) 平成10年は概数である。

衆議院・大蔵委員会
平成十一年三月十九日

金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 金融業者が発行する社債を購入する投資者を保護するため、金融業者の監督体制の強化やディスクロージャーの充実を図ること。また、本法律に基づいて金融業者が発行する社債については、償還確実性に関する社債一般に共通する性格を正しく認識した上で投資者が購入できるように、その趣旨の周知・徹底を図ること。

一 借手の保護を図る観点から、与信審査の適正化、過剰貸付の禁止、金利の引下げ等について金融業者に対し適切な指導・監督・要請を行い、多重債務問題の防止に最大限努力すること。

「金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律案」に対する附帯決議

参議院財政・金融委員会

平成十一年四月十三日

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 金融業者が発行する社債を購入する投資者を保護するため、金融業者の監督体制の強化を図るとともに、不良債権の状況など融資業務の特殊性に対応したディスクロージャの充実を図ること。また、本法律に基づいて金融業者が発行する社債については、社債と銀行預金等との違いを正しく認識した上で投資者が購入できるように、その趣旨の周知・徹底を図ること。

一 多重債務問題が深刻化している現状にかんがみ、金融業者に対し、与信審査の一層の厳格化、過剰貸付の禁止、貸出金利の引下げ等について適切な指導・監督・要請を行うとともに、暴力的取立てなどの悪質な行為は厳重に取り締まること。また、借手に対する消費者信用教育、カウンセリング機能の充実等を図るほか、統一的な消費者信用保護に関する法整備について検討すること。

一 出資法等で定められている金融業者の貸出金利の規制の在り方については、借手保護の観点も踏まえ検討すること。

右決議する。

「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（案）」一抄一

第五章 疑わしい取引の届出

（金融機関等による疑わしい取引の届出等）

第五十四条 銀行その他の政令で定める金融機関及びその他政令で定める者（以下この条において「金融機関等」という。）は、政令で定める業務において收受した財産が犯罪収益等若しくは薬物犯罪収益等である疑いがあり、又は当該業務に係る取引の相手方が当該業務に関し第十条の罪若しくは麻薬特例法第六条の罪に当たる行為を行っている疑いがあると認められる場合においては、速やかに、政令で定めるところにより、政令で定める事項を主務大臣（主務大臣が再生委員会である場合にあっては金融監督庁長官とし、政令で定める金融機関等にあっては都道府県知事とする。）に届け出なければならない。

2 金融機関等（その他の役員及び使用人を含む。）は、前項の規定による届出を行おうとすること又は行ったことを当該届出に係る取引の相手方又はその者の関係者に漏らしてはならない。

3 都道府県知事は、第一項の届出を受けたときは、速やかに、当該届出に係る事項を主務大臣（主務大臣が金融再生委員会である場合にあっては、金融監督庁長官）に通知するものとする。

4 主務大臣は、第一項の届出又は前項の通知を受けたときは、主務大臣が金融再生委員会である場合を除き、速やかに、当該届出又は通知に係る事項を金融監督庁長官に通知するものとする。

（郵政大臣による疑わしい取引の通知）

第五十五条 郵政大臣は、郵便貯金の業務その他の政令で定める業務において收受した財産が犯罪収益等若しくは薬物犯罪収益等である疑いがあり、又は当該業務に係る取引の相手方が当該業務に関し第十条の罪若しくは麻薬特例法第六条の罪に当たる行為を行っている疑いがあると認められる場合においては、速やかに、政令で定める事項を金融監督庁長官に通知するものとする。

（捜査機関等への情報提供等）

第五十六条 金融監督庁長官は、前二条の規定により金融監督庁長官に届け出られ又は通知された事項、この章に規定する金融監督庁長官の職務に相当する職務を行う

外国の機関から提供された情報及びこれらを整理し又は分析した結果（以下「疑わしい取引に関する情報」という。）が検察官、検察事務官若しくは司法警察職員又は税関職員若しくは証券取引等監視委員会の職員（以下この条において検察官等」という。）による別表若しくは第二条第二項第二号イからニまでに掲げる罪、第九条第一項から第三項まで、第十条若しくは第十一条の罪、麻薬特例法第二条第二項各号に掲げる罪又は麻薬特例法第六条若しくは第七条の罪に係る刑事事件の捜査又は犯則事件の調査に資すると認めるときは、これを検察官等に提供するものとする。

2 検察官等は、前項に規定する罪に係る刑事事件の捜査又は犯則事件の調査のため必要があると認めるときは、金融監督庁長官に対し、疑わしい取引に関する情報の記録の閲覧若しくは謄写又はその写しの送付を求めることができる。

（外国の機関への情報提供）

第五十七条 金融監督庁長官は、前条第一項に規定する外国の機関に対し、その職務（この章に規定する金融監督庁長官の職務に相当するものに限る。次項において同じ。）の遂行に資すると認める疑わしい取引に関する情報を提供することができる。

2 前項の規定による疑わしい取引に関する情報の提供については、当該疑わしい取引に関する情報が前条第一項に規定する外国の機関の職務の遂行以外に使用されず、かつ、次項の規定による同意がなければ外国の刑事事件の捜査（その対象たる犯罪事実が特定された後のものに限る。）又は審判（以下この条において「捜査等」という。）に使用されないよう適切な措置がとられなければならない。

3 金融監督庁長官は、外国からの要請があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項の規定により提供した疑わしい取引に関する情報を当該要請に係る刑事事件の捜査等に使用することについて同意をすることができる。

一 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪が政治犯罪であるとき、又は当該要請が政治犯罪について捜査等を行う目的で行われたものと認められるとき。

二 国際約束（第一項の規定による疑わしい取引に関する情報の提供に関する国際約束をいう。第五項において同じ。）に別段の定めがある場合を除き、当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、その行為が日本国の法令によれば罪に当たらないとき。

- 三 日本国が行う同種の要請に応ずる旨の要請国の保証がないとき。
- 4 金融監督庁長官は、前項の同意をする場合においては、あらかじめ、同項第一号及び第二号に該当しないことについて法務大臣の確認を、同項第三号に該当しないことについて外務大臣の確認を、それぞれ受けなければならない。
- 5 第一項の規定による疑わしい取引に関する情報の提供が、疑わしい取引に関する情報を使用することができる外国の刑事事件の捜査等（政治犯罪についての捜査等以外の捜査等に限る。）の範囲を定めた国際約束に基づいて行われたときは、その範囲内における当該疑わしい取引に関する情報の使用については、第三項の同意があるものとみなす。

（関係行政機関の協力）

第五十八条 関係行政機関は、この章の規定の実施について、相互に協力するものとする。

附 則

（金融再生委員会設置法の一部改正）

第十条 金融再生委員会設置法（平成十年法律第三百十号）の一部を次のように改正する。

第四条第三十二号の次に次の一号を加える。

三十二の二 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第 号）第五章の規定に基づいて、金融機関等からの届出に係る事項等の整理及び分析並びに疑わしい取引に関する情報の提供を行うこと。

資料4-4-2

マネー・ローンダリング対策に係る金融機関等への説明会

第1 説明の概要

- 1 FIU 準備室の役割について
 - (1) 設置の趣旨
 - (2) 業務
 - (3) 陣容
- 2 国際会議の状況について
 - (1) FATF
 - (2) エグモントグループ
 - (3) APG (アジア太平洋グループ)
 - (4) その他
- 3 「疑わしい取引」の届出に係る問題点等について
 - (1) 麻薬特例法における疑わしい取引の届出制度
 - (2) 組織的犯罪処罰法

第2 開催状況

- 1 期間
平成10年10月9日～同11年1月22日まで35回
- 2 対象
全銀協マネロン問題検討部会及び各財務局等並びに銀行・保険会社・証券会社

資料4-4-3

疑わしい取引の届出件数の推移

年	4	5	6	7	8	9	10	11	合計
件数	12	17	6	4	5	9	13	53	119

(注1) 件数は、銀行及び証券会社の届出件数の合計である。

(注2) 平成11年は、6月19日現在。

- 金融整理管財人の管理する金融機関からブリッジバンク（承継銀行）が資産を引き継ぐ時に、引継ぎが適当か否かの判定の基準。
- 特別公的管理銀行の保有し続ける資産として適当か否かの判定の基準としても活用。

1. 債務者の債務の履行状況及び債務者の財務内容の健全性に基づき判定。

当該金融機関が債務者の特殊事情（特許や保証など）に基づき将来の収益や債務履行の確保を見込んできており、これが合理的と認められる場合は、その事情を考慮。

2. 具体的な判定

(1) 正常先債務者 ⇒ 適当

(2) 要注意先債務者

貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題がある債務者、業況が低調ないしは不安定な債務者、財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者。

		債務の履行状況	
		正 常	①貸出条件緩和 ②元利金支払延滞
財務内容の健全性	(繰越損益)	A ⇒ 適当	B
	繰越利益		
	繰越損失	⇒ 2年後の期末までにAに移行するなら適当	
	債務超過	C ⇒ 不適当	

ただし、①住宅ローンなどの個人向け定型ローン等のみを保有する債務者、②債務総額が5,000万円未満であり、元金の支払及び利息の返済を当初の貸出契約どおり行っている債務者 ⇒ 適当

(3) 破綻懸念先債務者、実質破綻先債務者、破綻先債務者 ⇒ 不適当

金融機関等から整理回収機構への資産買取の基準について

I. 趣旨

預金保険機構又は整理回収機構は、①被管理金融機関、②協定承継銀行、③特別公的管理銀行、④その他の金融機関から資産を買い取ることができる。

金融再生法上、資産の買い取りには、金融再生委員会の承認が必要であり、金融再生委員会は、当該資産の買取りの価格を定める基準、及び承認を行うための基準を予め定め公表することとされている。

II. 基準の内容

買取り価格の基準（第1条関連）

- その資産が回収不能となる危険性、当該資産の買取り及び回収のために必要な事務費その他の費用等を勘案して、適正な手続きを経て定めた額

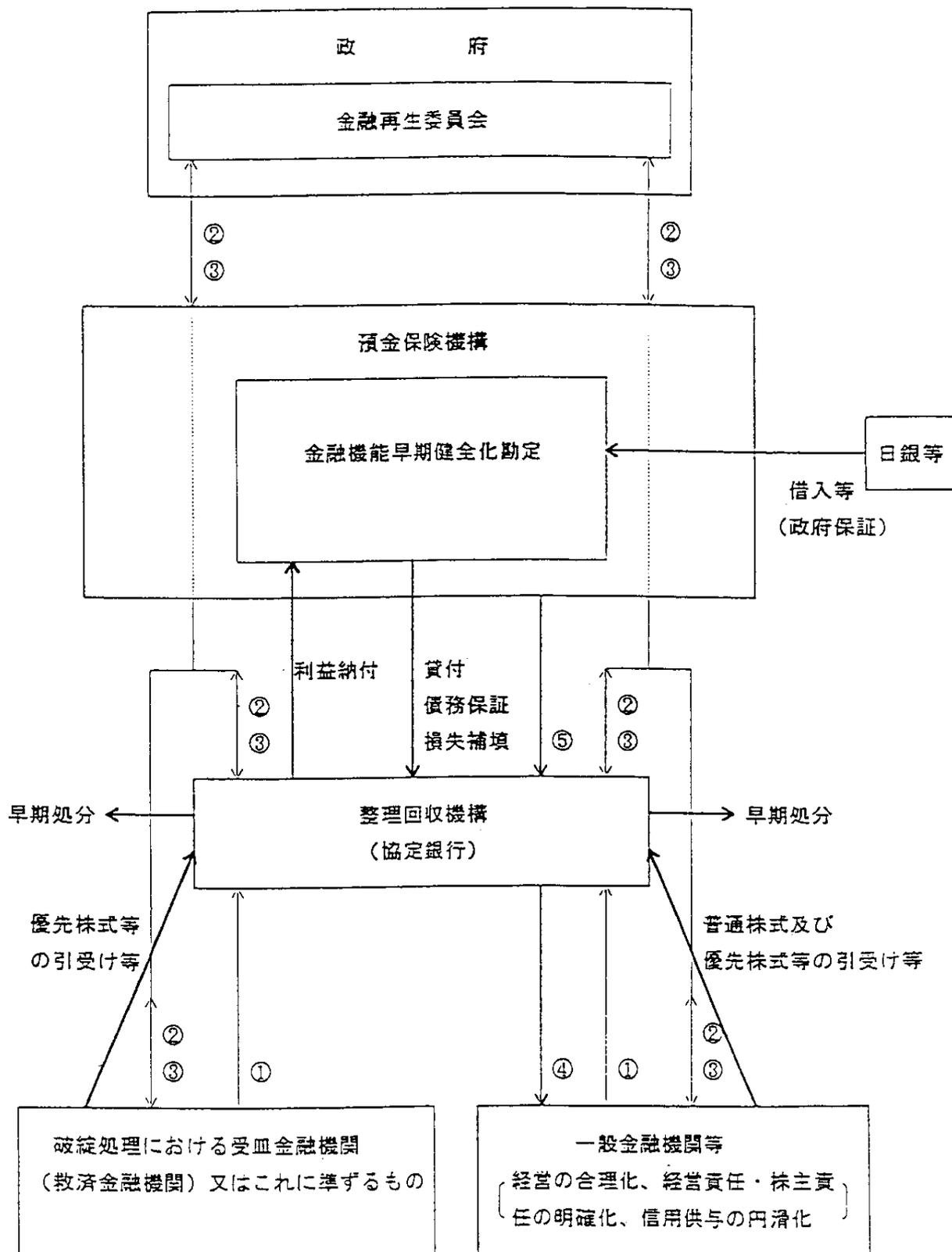
買取り承認の基準（第2条関連）：買取りの対象資産

(1) 被管理金融機関、協定承継銀行、特別公的管理銀行の場合

- ① 資産判定基準に照らして、保有する資産として適当でないと認められる資産
- ② 被管理金融機関、協定承継銀行、特別公的管理銀行の管理の終了に必要と認められる資産

(2) 一般の金融機関等の場合

- ① 原則として、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先債務者に対する貸出金（当該貸出金に付随する仮払金、未收利息等も対象）
- ② 以下の貸出金は、原則として買取り対象から除外
 - i) 個人向け等の少額（1000万円未満）の貸出金
 - ii) 公共的な性格の強い法人（医療法人、社会福祉法人等）に対する貸出金
 - iii) 債権及び担保の存在等について係争中の貸出金
 - iv) 和議、会社更生等、法的整理手続き中の債務者に係る貸出金
 - v) 非居住者向け貸出金及び海外に所在する不動産が担保となっている貸出金



- ① 発行金融機関等から協定銀行に株式等の発行等の申込み
- ② 協定銀行と発行金融機関等が連名で預保を通じて金融再生委員会に申請
- ③ 金融再生委員会の承認
- ④ 普通株取得の場合の議決権等行使、子会社化・経営管理
- ⑤ 議決権等行使の承認

株式等の引受け等の要件及び基準の概要（自己資本比率の区分等によって異なるもの）

区分	自己資本比率		金融機能 早期健全 化法上の 区分	議決権のある株式（6条関係）		議決権のある株式以外の株式等（7条関係）	
	国際統一基準	国内基準		区分別の 法定要件	区分その他の要素を 勘案して定める基準	区分別の 法定要件	区分その他の要素を 勘案して定める基準
非区分	8%以上	4%以上	健全	(対象外)		①経営状況の悪化 ②信用収縮回避等に不可欠等	1. 経営合理化（役職員数・経費抑制） 2. ROE向上のための各部門の整理・拡大等市場の評価を高めるための方策 3. 必要度が低い施設の売却等 4. 利益流出の抑制 5. 信用供与の減少を回避する方策の実行（特に中小企業者向け貸出残高は原則増加）
I区分	8%～4%	4%～2%	過少資本	(対象外)			1. 経営合理化（職員数・経費抑制） 2. ROE向上のための各部門の整理・拡大等市場の評価を高めるための方策 3. 必要度が低い施設の売却等 4. 経営体制刷新（役員数削減等） 5. 配当・役員賞与等の抑制 6. 減資等による株式価値の適正化（純資産額が資本金を下回る場合） 7. 早期是正措置の確実な履行 8. 信用供与の減少を回避する方策の実行（特に中小企業者向け貸出残高は原則増加）
II区分	4%～2%	2%～1%	著しい過少資本	1. 経営の抜本的改革 代表権のある役員の退任、給与水準の引き下げを含む給与体系の見直し、組織・業務見直し（役職員数・支店等の削減、海外営業拠点の廃止等）を原則すべて実行 2. ROE向上のための各部門の整理・拡大等市場の評価を高めるための方策 3. 必要度が低い施設の売却等		地域経済に必要不可欠等	1. 経営の抜本的改革 代表権のある役員の退任、給与水準の引き下げを含む給与体系の見直し、組織・業務見直し（役職員数・支店等の削減、海外営業拠点の廃止等）を原則すべて実行 2. ROE向上のための各部門の整理・拡大等市場の評価を高めるための方策 3. 必要度が低い施設の売却等
	2%～0%	1%～0%	特に著しい過少資本	4. 配当・役員賞与等の停止 5. 経営責任明確化のための体制整備 6. 減資等による株式価値の適正化（純資産額が資本金を下回る場合） 7. 早期是正措置の確実な履行 8. 信用供与の減少を回避する方策の実行（特に中小企業者向け貸出残高は原則増加）			4. 配当・役員賞与等の停止 5. 経営責任明確化のための体制整備 6. 減資等による株式価値の適正化（純資産額が資本金を下回る場合） 7. 早期是正措置の確実な履行 8. 信用供与の減少を回避する方策の実行（特に中小企業者向け貸出残高は原則増加）

(注1) 承認に当たっては、不良債権の償却・引当て、信用供与、申請までの経営合理化の状況等を考慮して、発行金融機関等が該当する区分に応じて行うべきとされた事項は、当該事項に相当する当該区分以上の区分に応じて行うべき事項とすることができる。

(注2) 下線部は本告示案により付け加えられた事項。